

<「中西りえファンクラブ」会員規約>

第1条（規約の適用範囲）

この規約は、任意団体「中西りえファンクラブ」が提供する情報提供サービスに関して、会員の利用一切に適用されるものとします。

「中西りえファンクラブ」が、この会員規約本文の他に別途定める各サービスの利用規約等も、名目の如何にかかわらず、この会員規約の一部を構成するものとします。

また、この会員規約本文の定めと利用規約等の定めが異なる場合は、当該利用規約等の定めが優先して適用されるものとします。

第2条（会員規約の変更）

「中西りえファンクラブ」は、会員の各別の上承を得ることなく、この会員規約を随時変更することができ、会員は予めこれを承諾するものとします。この場合には、「中西りえファンクラブ」の利用条件は変更後の会員規約によるものとします。

また、変更後の会員規約については、「中西りえファンクラブ」が別途定める場合を除いて、会報誌への掲載もしくは別途郵送した時点より、効力を生じるものとします。

第3条（通知）

「中西りえファンクラブ」は、会員に送付される会報誌上の表示により、会員に対し随時必要な事項を通知します。

また、前項の通知は、各会員へ会報誌もしくは別途郵送にて到着した時点より、効力を生じるものとします

第4条（会員）

この会員規約における会員とは、「中西りえファンクラブ」に入会申込を行い、「中西りえファンクラブ」が入会を承認した者を言います。

会員は入会申込の時点で、この会員規約の内容を承諾しているものとみなされます。

第5条（「中西りえファンクラブ」の入会不承認および承認の取消）

「中西りえファンクラブ」は、「中西りえファンクラブ」の入会申込を行った者が次のいずれかに該当すると判断した場合、「中西りえファンクラブ」への入会を承認しないことができるものとします。

- (1) 過去（入会申込をした時点を含む）にこの会員規約の違反等により、除名処分とされている場合
- (2) 入会申込内容に虚偽の記載、誤記、または記入漏れがある場合
- (3) 入会申込をした時点で利用料金の支払を怠っていること、または過去に支払を怠ったことがある場合
- (4) その他、「中西りえファンクラブ」が会員とすることを不適当と判断する場合

また、「中西りえファンクラブ」は、入会を承認した後であっても、承認した会員が前項のいずれかに該当することが判明した場合には、承認を取り消すことができるものとします。

第6条（権利の譲渡）

会員は「中西りえファンクラブ」の会員として有する権利を、第三者に譲渡、使用許諾、売買、名義変更、または質権の設定、その他の担保に供する等の行為はできないものとします。

また、「中西りえファンクラブ」は、この規約に基づき、会員になら通知を行うことなく、「中西りえファンクラブ」が会員から料金等（延滞利息を含みます。）の支払を受ける権利の全部または一部を、他者に対し譲渡することができるものとします。

第7条（変更の届出）

会員は、住所、電話番号、メールアドレス等、「中西りえファンクラブ」への届出内容に変更があった場合には、速やかに所定の方法で変更の届出をするものとします。

また、前項の届出がなかったことで会員が不利益を被ったとしても、「中西りえファンクラブ」は一切その責任を負わないものとします。

第8条（「中西りえファンクラブ」会員の退会）

会員が「中西りえファンクラブ」を退会する場合は、所定の方法にて届け出るものとします。ただし、受領した利用料その他の債務の払い戻し等は一切行わないものとします。会員資格は、一身専属のものとして「中西りえファンクラブ」は当該会員の死亡を知り得た時点をもって、前項の届出があったものとして取り扱います。

第9条（会員番号の管理責任）

会員は、「中西りえファンクラブ」が別途定める場合を除き、自己の会員番号、ならびに個人認証を条件として「中西りえファンクラブ」からのサービスを利用する権利を、他者に使用させず、また他者と共有しないととも、自己の会員番号の使用および管理について、一切の責任を持つものとします。

「中西りえファンクラブ」は、会員の会員番号が他者に使用されたことによって当該会員が被る損害については、当該会員の故意過失の有無にかかわらず一切の責任を負わないものとします。会員は、自己の会員番号を失念した場合は直ちに「中西りえファンクラブ」に連絡し、その指示に従うものとします。また、当該会員番号によりなされた「中西りえファンクラブ」の利用は、当該会員によりなされたものとみなし、当該会員は全ての責任を負うものとします。

第10条（私的利用の範囲外の利用禁止）

会員は、「中西りえファンクラブ」が事前に承認した場合（当該情報に関して権利を持つ第三者がいる場合には、「中西りえファンクラブ」を通じ当該第三者の承諾を取得することを含みます。以下同様）を除き、「中西りえファンクラブ」を通じて入手したいかなるデータ、情報、文章、音、映像、発言、ソフトウェア等（以下、併せて「データ等」という）も、著作権法で認められた私的利用の範囲を超えて、複製、販売、出版等のために利用することができないものとします。

会員は、「中西りえファンクラブ」が事前に承認した場合を除き、前項に違反する行為を第三者にさせることができないものとします。

第11条（「中西りえファンクラブ」による会員番号の一時停止等）

「中西りえファンクラブ」は、会員に電話、FAX、電子メール等により連絡が取れない場合もしくは「中西りえファンクラブ」が緊急性が高いと認めた場合は、当該会員の了承を得ることなく、当該会員に付与した会員番号の使用を停止することがあります。

また、「中西りえファンクラブ」が前項の措置をとったことで、当該会員が「中西りえファンクラブ」を利用できず、これにより損害が発生したとしても、「中西りえファンクラブ」は責任を負わないものとします。

第12条（会員が「中西りえファンクラブ」に登録したデータ等の変更、移動、削除等）

「中西りえファンクラブ」は、会員への事前の通知、承諾および対価支払なくして、会員が「中西りえファンクラブ」に投稿、登録したデータ等の全部または一部について、必要に応じて、題名・内容の変更、または「中西りえファンクラブ」内での複写、移動等を行うことができるものとします。

第13条（会員が「中西りえファンクラブ」に登録したデータ等の利用）

「中西りえファンクラブ」は、会員が「中西りえファンクラブ」に投稿、登録したデータ等の全部または一部について、「中西りえファンクラブ」による会員への事前の通知、承諾および対価支払なく、自由に利用できるものとします。

第14条（「中西りえファンクラブ」の内容等の変更）

「中西りえファンクラブ」は、会員への事前の通知、承諾なくして、「中西りえファンクラブ」の諸条件、運用規則、または内容、名称を変更することができ、会員はこれを承諾するものとします。この変更には、「中西りえファンクラブ」の内容・名称に関する、全部または一部の改廃等を含みますが、これらに限定されないものとします。

第15条（「中西りえファンクラブ」による会員資格の停止）

<1>会員が次のいずれかに該当する場合は、「中西りえファンクラブ」は当該会員に事前に何ら通知または催告することなく、会員番号の使用の一時停止または除名処分を行うことができるものとします。

- (1) 第5条各号のいずれかに該当することが判明した場合
- (2) 利用料の支払を遅滞し、または拒否した場合
- (3) 禁止事項に違反していると判断した場合

(4) この会員規約のいずれかに違反したと「中西りえファンクラブ」が判断した場合

(5) その他「中西りえファンクラブ」が会員として不適当と判断した場合

<2>会員番号の使用を一時停止、または除名処分とされた会員は期限の利益を喪失し、当該時点で発生している利用料の支払等「中西りえファンクラブ」に対して負担する債務の一切を一括履行するものとします。

<3>会員が会員番号を複数個保有している場合において、当該会員番号のいずれかが使用の一時停止または除名処分の対象となったときは、「中西りえファンクラブ」は当該会員が保有する他の会員番号すべてについて使用の一時停止または除名処分を行うことができるものとします。

<4>会員が本規約における禁止事項のいずれかに該当したために、「中西りえファンクラブ」が損害を被った場合、「中西りえファンクラブ」は当該会員番号の使用の一時停止または除名処分の有無にかかわらず、当該会員に対して、被った損害の賠償を請求できるものとします。

第16条（個人情報）

<1>「中西りえファンクラブ」は、「中西りえファンクラブ」が保有する会員の個人情報（以下「個人情報」という）に関して適用される法規を遵守し、個人情報を適切に取り扱うものとします。

<2>「中西りえファンクラブ」は、会員に関する個人情報を、「中西りえファンクラブ」の提供以外の目的のために利用しないとともに、第三者に開示、提供等一切しないものとします。但し、以下の場合はこの限りではないものとします。

(1) 「中西りえファンクラブ」が下請会社に対し、「中西りえファンクラブ」に関わる制作・運営などを業務委託する場合

(2) 会員から事前に承諾を得た会社に対して個人情報を提供する場合

(3) 会員に対し「中西りえファンクラブ」、または「中西りえファンクラブ」の業務提携先等の商品、サービス等の広告宣伝のための電話、郵便および電子メール等を送付する場合

(4) 会員に対し個人情報の利用に関する同意を求めるための郵便および電子メールを送付する場合

(5) 「中西りえファンクラブ」の運営上、緊急連絡が必要と「中西りえファンクラブ」が判断し会員に対し電話、郵便および電子メールを送付する場合

(6) 「中西りえファンクラブ」が会員の登録した個人情報の内容を、再確認の必要に応じ電話、郵便および電子メールを送付して確認する場合

(7) 法令に基づき裁判所、その他の司法機関および行政機関等から会員に関する情報の開示を要求された場合

(8) その他、会員の同意を得た場合

<3>「中西りえファンクラブ」は、前項（1）号の業務委託先および同項（2）号の会員の承諾に基づき提供する会社に関して、相当な注意をもって適切な個人情報の管理を実施するよう要請するものとします。

<4>会員は、本条第2項第（3）号の場合において、「中西りえファンクラブ」に申し出ることにより、当該電子メールの送信を中止させることが出来るものとします。

<5>会員が、会員自身の個人情報の照会、修正等を希望する場合、「中西りえファンクラブ」まで連絡することにより、「中西りえファンクラブ」は合理的な範囲内で速やかに対応します。

<6>「中西りえファンクラブ」は、会員の個人情報の属性の集計、分析を行い、個人が識別・特定できないように加工したもの（以下「統計資料」という）を作成し、新規サービスの開発等の業務を遂行するために利用、処理することが出来るものとします。また、「中西りえファンクラブ」は、業務上の必要に応じて統計資料を業務提携先等に提供することが出来るものとします。

第17条（通信の秘密）

<1>「中西りえファンクラブ」は、電気通信事業法第4条に基づき、会員の通信の秘密を守るものとします。

<2>刑事訴訟法第218条に基づく強制的な処分が行われた場合には、「中西りえファンクラブ」は、当該処分の及ぶ範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。

<3>「中西りえファンクラブ」は、会員の「中西りえファンクラブ」の利用記録およびアクセスログの集計・分析を行い、統計資料を作成し、新規サービスの開発等の業務遂行のために利用、処理することができるものとします。また、「中西りえファンクラブ」は、当該統計資料を業務提携先等に提供することができるものとします。

第 18 条（「中西りえファンクラブ」の閉会）

「中西りえファンクラブ」が事情により閉会する時は、各会員から支払われた年会費を次のような割合にて返金するものとします。

- <1>契約更新まで9ヶ月以上残している場合 年会費の75%を返金
- <2>契約更新まで6ヶ月以上残している場合 年会費の50%を返金
- <3>契約更新まで3ヶ月以上残している場合 年会費の25%を返金
- <4>契約更新まで3ヶ月未満に関しては返金致しません。

第 19 条（専属的合意管轄裁判所）

「中西りえファンクラブ」および会員は、「中西りえファンクラブ」と会員の間でこの会員規約につき訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

第 20 条（準拠法）

この会員規約の成立、効力、履行、および解釈に関しては日本法が適用されるものとします。

附 則

会員規約実施日 2012年2月28日